

2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーワールドカップ)	4月	7月(東京オリンピック・パラリンピック)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設など、行政機関) 原則敷地内禁煙			
4/1 全面施行(上記以外の施設など) 原則屋内禁煙			



▼問い合わせ 保健センター ☎5533-0053

受動喫煙防止にご協力ください

2020年4月1日までに施設区分に応じた市内の敷地内禁煙や屋内禁煙などの受動喫煙対策が段階的に施行されます。

市内の公共施設では、産業文化会館が2019年6月1日から敷地内禁煙としており、一部施設を除く本庁舎などが7月1日から同じく敷地内禁煙となります。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

禁煙の効果

禁煙することにより、長年たばこを吸っていても、さまざまな疾病や死亡リスクが減少するなど健康改善につながります。禁煙による健康改善は、若年であるほど効果があります。禁煙することには遅すぎることはありません。

また、病気を抱えていても、禁煙することで健康改善効果が期待されるため、病気の有無を問わず、禁煙することは大切です。禁煙すると20分後には血圧と脈拍が正常値まで下がり、手足の温度が上がります。24時間後には心臓発作の危険性が低下し、禁煙1カ月後には、せきやたんなどの呼吸器症状が改善、免疫力の回復によってインフルエンザなどの呼吸器感染症にかかる危険性が少なくなります。さらに禁煙後1年経つと肺機能が改善し、禁煙2～4年後には虚血性心疾患や脳梗塞の危険性

禁煙週間に合わせ 忍城を黄緑色にライトアップ

5月31日は、世界保健機関(WHO)が禁煙を推進するために制定した「世界禁煙デー」です。厚生労働省もこれに合わせて、5月31日～6月6日の1週間を「禁煙週間」と定めています。市では、行田市医師会と連携し、禁煙および受動喫煙防止の普及啓発を図るため、禁煙週間の期間中、忍城を黄緑色にライトアップしました。



「禁煙チャレンジ応援プラン」助成金制度をご活用ください

市では、初めて医療機関で禁煙外来治療を受ける方を対象に、禁煙外来治療にかかった費用の一部を助成する制度「禁煙チャレンジ応援プラン助成金制度」があります。禁煙したいと思っただけで、なかなか禁煙できないと悩んでいる方は、ぜひご活用ください。医療機関に相談することで専門的なサポートが受けられ、禁煙への一歩を踏み出すことができます。

望まない受動喫煙をなくすために

～健康増進法が改正され、2020年4月1日より全面施行されます～



当敷地内は、終日全面禁煙となっております。また、電子タバコも禁止の対象となります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。 行田市



たばこには、4千700種類以上の化学物質、ニコチン・タール・一酸化炭素など約200種類以上の有害物質が含まれています。たばこの先から出る副流煙には、喫煙者が吐き出す主流煙よりも多くの有害物質が含まれており、わずかな量の煙や蒸気でも脳卒中やがん・循環器・呼吸器・妊娠への影響といった健康被害を引き起こされます。受動喫煙による死亡者数は、年間約1万5000人と推計され、これは交通事故の死亡者数約4千人の3倍以上とされています。

たばこの煙による健康影響

たばこは、喫煙者だけでなく、その煙を吸ってしまう周囲の人にさまざまな健康への影響を与えます。望まない受動喫煙の防止を図るため、2018年7月、国会で健康増進法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日から全面施行されます。本市においても、望まない受動喫煙を防止するための取り組みを進めていきます。

改正法における

3つの基本的な考え方

- 1. 望まない受動喫煙をなくす**
受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するように配慮することで望まない受動喫煙をなくしましょう。
- 2. 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮**
子どもなど20歳未満の者、患者などは受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外では、喫煙しないよう配慮しましょう。
- 3. 施設の類型・場所ごとに対策を実施**
望まない受動喫煙を無くすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じて、禁煙措置や喫煙場所の特定と掲示を行うよう義務付けられました。